

- ※ 補助金の支払方法は、精算払とする。ただし、県が業務の円滑な遂行を図るために必要と認める場合には、概算払も可とする。
- ※ なお、本公募は、その補助金に係る予算が議決となり、予算の執行が可能となった時に効力を生じる。

4 補助期間

交付決定日から令和8年3月31日まで

5 補助事業の内容

(1) 主な業務の流れ

- ① 間接補助事業者からの問合せへの対応
- ② 間接補助金の交付申請書の受理、精査、交付決定
- ③ 間接補助金の変更交付申請書の受理、精査、交付決定
- ④ 実績報告書の受理、精査、交付額の確定
- ⑤ 請求書の受理、間接補助金の支払い
- ⑥ ひなた暮らし体験促進事業の受託事業者との連携

(2) 補助事業の経理等

補助事業に関する経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。

また、帳簿及び全ての証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、保存しておくこと。

(3) 間接補助事業の指導監督

補助事業者は、間接補助事業者が行う間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に知事に報告すること。

また、補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、知事に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導すること。

(4) その他

(1) から (3) に掲げた事項を含め、交付要綱や実施要領等において、補助事業及び間接補助事業の詳細について定めるため、必ず交付要綱等に従って補助事業を遂行すること。

6 応募資格

次の全ての条件を満たしていること。

(1) 法人格を有する団体であること。

(2) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。

イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。

(3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (6) 県が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 県税に未納がないこと。
- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (10) 補助業務に関するノウハウを有し、かつ当該補助業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (11) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

7 公募の公示方法

県ホームページにより公示

8 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 公募公告 | 令和 7 年 2 月 25 日（火） |
| (2) 事前説明会参加申込期限 | 令和 7 年 2 月 28 日（金）午後 5 時 |
| (3) 事前説明会（オンライン又は対面） | 令和 7 年 3 月 5 日（水）（予定） |
| (4) 質問票提出期限 | 令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 5 時 |
| (5) 参加申込期限 | 令和 7 年 3 月 14 日（金）午後 5 時 |
| (6) 応募申請書提出期限 | 令和 7 年 3 月 19 日（水）正午 |
| (7) 審査結果通知 | 令和 7 年 3 月 27 日（木）まで |

9 手続方法

(1) 事前説明会の開催

日 時 : 令和 7 年 3 月 5 日（水）予定

場 所 : 宮崎県庁舎内又はオンライン

事前説明会に参加を希望する者は、別紙 1 「事前説明会参加申込書」を提出すること。説明会への参加は、応募の必須条件とする。

- ① 提出期限 令和 7 年 2 月 28 日（金）午後 5 時まで
- ② 提出先 下記 14 を参照
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリ（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 質問票（別紙 2）の提出

当公募に関する質問は、別紙 2 「質問票」により提出すること。

- ① 提出期限 令和7年3月10日（月）午後5時まで
- ② 提出先 下記14を参照
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリ（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 回答 原則として、質問者に対して質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く）に電子メールで通知する。なお、県担当課が応募者全員に了知すべきと判断した質問及び回答の内容については、宮崎県ホームページにその内容を掲載する（質問者名は公表しない）。

（3）参加申込書（別紙3）の提出

- ① 提出書類
 - ア 「参加申込書」（別紙3）
※共同企業体の場合は「共同企業体用参加申込書」（別紙4）及び「共同企業体協定書」（別紙5）
 - イ 誓約書
※共同企業体の場合は、全ての構成団体について提出すること。
※先に電子メール又はファクシミリで送付し、応募申請書等の提出の際に原本を提出すること。
- ② 提出期限 令和7年3月14日（金）午後5時まで
- ③ 提出先 下記14を参照
- ④ 提出方法 電子メール又はファクシミリ（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

（4）応募申請書等の提出

- ① 提出書類等（各6部）
 - ア 応募申請書（別紙6）
 - イ 事業計画書（別紙7）
 - ウ 定款
 - エ 応募者の概要（既存の資料で可）
 - オ 収支予算書（別紙8）
 - カ 事務費用内訳（別紙9）
※事務費用内訳は、様式に従い、補助事業に関する事務を行うために要する費用の見込みを記載すること。
 - キ 決算報告書（直近2期分）
- ② 提出期限等
 - ア 提出期限
令和7年3月19日（水）正午まで（必着）
 - イ 提出先
下記14を参照
 - ウ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- ③ 留意事項
提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(5) 審査

以下の審査基準により審査を行い、平均得点の最も高かった参加者を補助事業者として決定する。参加者が1者の場合は、審査の結果平均点が60点以上であれば、補助事業者として決定する。

(審査基準)

ア 実施体制等

- ・補助事業を適切に行うために必要かつ適正な体制及び財務状況が整えられているか。
- ・間接補助事業を効率的、公平に処理できる体制が整えられているか。
- ・法令遵守及び情報セキュリティを確保するために必要かつ適正な体制を整えられるか。
- ・間接補助事業者からの問合せに適切に対応するために必要かつ適正な体制を整えられるか。
- ・速やかに補助事業に着手できるか、また、募集開始時期は適切か。

イ 追加業務の提案

追加業務の提案があるか。追加業務は、補助事業の目的達成に向けて効果的な内容か。

ウ 法人の業務実績

執行団体としての実施実績は豊富か。

エ 補助事業に要する経費の経済性

- ・必要な経費が適切に積算、計上されているか。また、提案内容と整合性が図られているか。
- ・提案価格に優位性はあるか。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、令和7年3月27日(木)までに、採択・不採択にかかわらず通知する。

(7) 参加資格の欠格

当手続中に次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とするものとし、当該参加者に書面で通知するものとする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

10 重要事項

本業務については、宮崎県の令和7年度当初予算が成立した場合に事業化されるため、この条件を満たない場合には、提案に係る一切についていかなる効力も発生しない。この場合においても、提案書等の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

11 基本的な事項

補助金については、令和7年度予算の範囲内で交付するものとし、補助金等

に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の規定によるほか、交付要綱、実施要領、公募要領に定めるところによることとする。

12 補助金の交付等

(1) 交付申請

採択された補助事業者は、交付要綱に従って補助金の交付申請書を知事あて提出すること。

(2) 交付決定

知事は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

(3) 事業の開始

補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に事業を開始すること。補助金交付決定日以前に要した経費は、原則として補助金交付の対象外とする。

(4) 事業の完了

補助事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 4 月 20 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を知事あて提出すること。

13 その他

- (1) 補助事業に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 今回の公募に係る費用については、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出書類については返却しない。
- (4) 審査の結果、提出されたすべての応募書類等が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。
- (5) 補助事業者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとする。

14 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10-1

宮崎県総合政策部 中山間・地域政策課

移住・定住推進担当 甲斐

電 話 0985-26-7922

ファクシミリ 0985-26-7353

電子メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp

別表

| 区分 | 補助対象経費 | 補助率及び補助上限額 |
|--------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業費(間接補助事業に要する経費) | マッチング手数料 | 10分の10以内 (継続事業者(※1)は10分の5以内) ※1 事業者当たり参加者5人まで ※参加者1人当たり5日間まで |
| | 参加者の宿泊費用 | 【中山間地域(※2)への宿泊費用】 参加者1人当たり1泊3,000円以内 (継続事業者は1泊1,500円以内) 【中山間地域以外への宿泊費用】 参加者1人当たり1泊1,000円以内 (継続事業者は1泊500円以内) ※1 事業者当たり参加者5人まで ※参加者1人当たり4泊まで |
| | 参加者の労災保険料及びマッチングサイトを利用する際に加入義務のある保険料 | 10分の10以内 (継続事業者は10分の5以内) ※1 事業者につき参加者5人まで ※参加者1人当たり5日間まで |
| 事務費(補助事業の事務を行うために直接又は間接に必要な経費) | 人件費、印刷製本費、使用料及賃借料、消耗品費及び一般管理費並びにその他必要な経費で知事が承認した経費 | 10分の10以内 |

※1 継続事業者：令和6年度にひなた暮らし体験促進事業を活用した事業者。

※2 中山間地域：宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項に規定する中山間地域。

※補助事業の実施に直接必要と判断し難い消耗品費(例：日用品、新聞・雑誌等)は補助対象外とする。

※一般管理費は、事務費の合計額の10%を上限とする。

※執行団体としての補助金交付事務について、全部若しくはその主たる部分(事務費の区分欄の合計額の50%を超えるものいう。)を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。再委託等を含めた合計額が50%を超える場合には、知事の承認が必要となる。

※執行団体としての補助金交付事務について、一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施できる場合は、本公募の応募の際に実施体制として明示されているものに限る。なお、実施に関する契約を締結し、知事に報告(原則として県の実地検査時に確認する。)するとともに、補助事業の履行体制を遅滞なく公表すること。